

筑西広域市町村圏事務組合
平成28・29年度
小規模業務（工事・物品・役務）契約
業者登録申請要項

- 1 受付期間 平成28年2月1日（月）～平成28年2月29日（月）
（日曜日、土曜日及び祝日を除く）
- 2 受付時間 午前の部 9時～11時30分まで 午後の部 13時～16時30分まで
- 3 受付場所 筑西消防署2階 筑西広域市町村圏事務組合事務局隣受付会場
- 4 申請方法 持参とします。
- 5 申請対象 筑西広域圏（結城市、筑西市、桜川市（以下「3市」という。）内に本店を有する法人又は個人のうち、次のいずれにも**該当しない者**とします。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定による入札に係る契約を締結する能力を有しない又は破産者で復権を得ない者。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による筑西広域市町村圏事務組合（「以下「筑西広域」という。）の入札参加制限を受けている者。
 - (3) 同じ業務（工事・物品役務）かつ同じ登録有効期間の入札参加資格申請を行っている者。
 - (4) 受注しようとする業種を履行するために必要な資格、免許等を有していない者。
 - (5) 国税、県税及び市税等を滞納している者。
- 6 契約対象 小規模業務契約の対象は次のとおりです。
 - (1) 工事 発注予定価格が1件当たり金額80万円未満のもの
 - (2) 物品 発注予定価格が1件当たり金額80万円未満のもの
 - (3) 役務 発注予定価格が1件当たり金額50万円未満のもの
- 7 登録有効期間 平成28年4月1日～平成平成30年3月31日（2年間）
- 8 申請書類 申請に必要な書類は次のとおりです。
 - (1) 工事 ①小規模業務（工事）契約業者登録申請書（指定様式）
②法人市民税の納税証明書（未納のない証明も可）
 - (2) 物品 ①小規模業務（物品・役務）契約業者登録申請書（指定様式）
②法人市民税の納税証明書（未納のない証明も可）
 - (3) 役務 ①小規模業務（物品・役務）契約業者登録申請書（指定様式）
②法人市民税の納税証明書（未納のない証明も可）

9 制度の趣旨等

この登録制度は、筑西広域が発注する工事等（修理・修繕）及び物品購入、役務の提供等の契約のうち、少額で簡易な契約を希望する小規模事業者の方に登録していただき、圏域内の事業者の方に仕事の受注機会の拡大を図ることを目的としています。

なお、登録名簿に登録されても契約を約束するものではありません。

10 お問い合わせ先

筑西広域市町村圏事務組合 事務局 企画財政課 財政グループ

TEL 0296-22-7979

※ この申請又は入札参加資格申請の受付をされていない方は、当組合と取引ができません。取引を希望する方は、必ず申請してください。なお、次回までの2年間は、原則として追加申請の受付はしません。